

No.	1	
原告(団)	「生業を返せ 地域を返せ！」福島原発訴訟原告団	
代表者	中島 孝	
原告数合計)	3865名	
原告の属性	福島県とその隣接県の滞在者と避難者 (内、約9割は福島県、滞在者と避難者の割合は 7 : 3)	
訴訟名	「生業を返せ 地域を返せ！」福島原発訴訟	
提訴日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年9月10日 第3次 平成26年3月10日 第4次 平成26年9月10日	
原告数	第1次 800名 第2次 1160名 第3次 620名 第4次 1285名	
裁判所	福島地方裁判所 ※全て併合	
被告	国・東電	
弁護団	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団	
弁護団HP	http://www.nariwaisoshou.jp/	
主な請求の内容	現状回復	原告らの居住地において、空間線量率を0.04 μ Sv/h以下とせよ。
	慰謝料	事故発生から原告ら居住地の空間線量が0.04 μ Sv/hとなるまで、原告1人当たり月5万円を支払え。
	実損害	弁護士費用のみ

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。